

償却資産（固定資産税）申告の手引き

日頃から、本町税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産（事業用資産）も課税対象です。償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容を市町村長に申告しなければならないことになっております。

つきましては、この「申告の手引」をご参照の上、申告書を作成しご提出ください。

■申告の方法

該 当 す る 対 象 者		必 要 な 提 出 書 類
今回、はじめて申告される方	該当する資産のある方	償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用）
	該当する資産のない方	償却資産申告書 ※「18 備考」に『該当資産なし』と記載。
前年において申告されている方	前年中に資産の増減があった方	償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用） 種類別明細書（減少資産用）
	資産の増減がなかった方	償却資産申告書 ※「18 備考」に『増減なし』と記載。
前年において廃業・解散・町外移転された方	引き続き町内に資産のある方（個人を廃業し法人となられた方など）	償却資産申告書 ※「18 備考」に『法人設立 法人名〇〇』など事由及び、その年月日を記載。 種類別明細書（増加資産・全資産用） ※減少があった場合は種類別明細書（減少資産用）
	町内に全く資産の亡くなった方	償却資産申告書 ※「18 備考」に「廃業」「移転」など事由及び、その年月日を記載。

※廃業・解散・町外移転・該当資産がない場合も申告は必要です。

提出されない場合は、未申告として扱われることもありますのでご注意ください。

■申告書の提出期限

毎年1月31日

※31日が土日になる場合は、よく営業日になることもあります。

■提出・お問合せ先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 税務課 資産税係 償却資産担当

TEL：098-956-1111（内線136）

※「**e L T A X**」を用いたインターネットでの申告も可能です。

詳細は、e L T A Xのホームページをご覧ください。 ----->

ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/



1 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の所得の計算上、損金または必要な経費に算入される固定資産のことです。

具体的には、会社や個人で工場や飲食店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物（家屋で課税されているものは除く）・機械・工具・器具・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車などは課税の対象になりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者が自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舍・寮・社員研修施設等）の器具備品、構築物等も償却資産の課税対象となります。

（１）申告の対象となる資産

毎年１月１日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げるもの。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過し、帳簿上で備忘価額１円のみが計上されている資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産（その一部が事業の用に供されている資産）
- ウ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- エ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが未だに稼働していない資産）
- キ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- ク 赤字決算のため原価償却を行っていない資産
- ケ 取得価額が３０万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第２８条の２又は第６７条の５の適用により即時償却した資産※１
- コ 資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産（リース資産、レンタル資産）

（２）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産については、申告の課税対象になりませんのでご注意ください。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト・コンバイン）
- イ 無形原価償却資産（例：営業権、特許権、漁業権、ソフトウェア）
- ウ 繰延資産（例：開業費、開発費、負担金）や棚卸資産（例：貯蔵品、商品等）
- エ 美術品等（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは除く）
- オ 生物（ただし、観賞用と興行用生物は除く）
- カ 取得価額が２０万円未満で、税務会計上３年間で一括償却しているもの※２
- キ 耐用年数が１年未満又は取得価額が１０万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に損金に算入しているもの※３
- ク 法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が２０万円未満のもの※４
- ケ リース契約等により借り受けている資産（※割賦販売にあたるようなリース資産は除く）
※貸付期間満了後に借主に無償譲渡することになっている場合等は申告の対象となる。
- コ 個人の方が取得した１０万円未満の資産（１つの資産につき）

(3) 経理区分と取得価額による申告対象の一覧

○…申告必要、×…申告不要

償却方法 取得価額	個別減価 償却	中小企業 特例 ※1	3年一括 償却 ※2	一時損金 算入 ※3	リース 資産 ※4
10万円未満	○	○	×	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○			×
20万円以上 30万円未満	○	○			○
30万円以上	○				○

(4) 主な業種別の償却資産

業 種	償却資産となる資産
各業種に共通する 償却資産	駐車（輪）場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、扉、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、金庫、レジスター、陳列棚、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
飲食業	接客用家具、自動販売機、自動食器洗浄器、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫 等
理容業・美容業	理（美）容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ドライ機 等
医療業	各種医療機器、医療ガス設備、各種キャビネット 等
旅館・ホテル・バー 喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、楽器、ミラーボール、放送設備、エアコン、テレビ、家具 等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計算機、カラオケセット、接客用家具、ネオンサイン、スポットライト、看板 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 等
建設業	ブルトーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、ポータブル発電機、ポンプ、トランスショッパー、ブロックゲージ 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地価槽、ガソリン計量器、地価タンク、スポットライト、投光器、自動販売機、独立キャノピー、看板 等
工場・鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、プレス盤、溶接機、グラインダー等、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、貯水設備、福利厚生設備、圧縮機 等
船舶業	船、エンジン、レーダー、計測装置、魚群探知機 等
農業	ハウス、田植機、稲刈機、脱穀機、加湿機、動噴、ヒートポンプ、コンバイン、トラクター等の大型特殊自動車 等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、電力引込線、屋外給排水管、門扉、塀、フェンス、緑化設備（植木等）、外灯、側溝 等

(5) 償却資産の種類と主な内容

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物	舗装路面、広告塔、独立煙突、門・塀・緑化施設庭園等の外構工事当、ゴルフ練習場設備 等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、屋外設備工事、賃借人（テナント）等が施行した内装・造作、建築設備 等
第2種	機 械 及 び 装 置	機械式駐車場設備、工作機器、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、太陽光発電設備、各種製造設備等の機械又は装置 等
第3種	船	貨客船、タンカー、漁船、釣船、遊覧船、曳船、ボート 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、台車 等
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	ロッカー、応接セット、テレビ、エアコン、パソコン、コピー機、机、椅子、レジスター、金庫、冷蔵庫、冷凍庫、陳列ケース、看板、医療機器、理美容機器、工具類、等

(6) 自己所有家屋に施した建物附属設備の家屋と償却資産の区分

種類	償却資産の申告対象	家屋で評価（テナント等は償却で申告）
運 搬 設 備	垂直搬送機	エレベーター
	ベルトコンベヤー、天井走行クレーン	エスカレーター、ダムウェーター
火災報知設備	屋外の装置一式	屋内の装置一式
ガ ス 設 備	特定の生産、業務用、屋外ガス設備	屋内ガス設備
給 湯 設 備	局所式（個別式）	中央式（セントラル式）
給 排 水 設 備	特定の生産・業務用	屋内給排水設備、高架水槽、受水槽、ポンプ
	屋外給排水設備、井戸	
消 火 設 備	屋外消火設備、消火器、避難器具	屋内消火設備、スプリンクラー
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
厨 房 設 備	飲食店、ホテル、社員食堂等の厨房設備	キッチンユニット
電 話 設 備	電話機、交換機	電話配線設備、
動力配線設備	生産事業用機械の動力配線	左記以外のもの
間 仕 切 り	可動性のあるもの	可動性のないもの
冷 暖 房 設 備	特定の生産、業務用 ルームエアコン（壁掛型）	ボイラー、冷凍機、附属設備 家屋と一体となったエアコン（埋込型）
そ の 他	看板・広告塔、門、塀、緑化施設 路面舗装、駐輪設備、機械式駐車場 LAN 設備、受変電設備、予備電源設備 中央監視設備、ごみ処理設備、 夜間金庫	自動ドア、避雷設備、テレビ共聴設備 セントラルバキュームクリーナー、 内装工事（床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式）

※ 家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は、当該設備等はすべて償却資産の申告対象になります。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

会社や個人で工場や飲食店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産（2～4ページを参照してください。）を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

所有権留保売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

また、廃業、転出等の場合でもその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出してください。

※ 申告期限、提出先等は1ページをご覧ください。

(2) 提出期限 毎年1月31日

※31日が土日になる場合は、よく営業日になることもあります。

(3) 提出先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 税務課 資産税係 償却資産担当

T E L : 098-956-1111（内線136）

※「e L T A X」を用いたインターネットでの申告も可能です。

詳細は、e L T A Xのホームページをご覧ください。 ----->

ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>



(4) 申告しなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合には、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により1年以下の懲役または罰金を科せられることがあります。

なお、申告をされない場合は、実地調査等に基づき課税を行う場合があります。

(5) 所得税又は法人税に関する書類の閲覧及び実地調査へのご協力をお願い

申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがあります。また、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧等を行っています。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

(6) 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分遡及することとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

3 償却資産に対する課税について

(1) 価格（評価額）の計算方法について

償却資産の評価は、資産ごとの取得価額（初年度）又は前年度の価格（評価額）に耐用年数ごとの減価残存率をかけて算出します。

※ 取得価額は、取付工事費用や消費税（税込経理の場合）などの付帯費まで含んだ合計額をいいます。（法人税・所得税の取扱いと同じです）

【耐用年数ごとの減価残存率】

耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率		耐用年数	減価率 (α)	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \alpha/2$	$1 - \alpha$			$1 - \alpha/2$	$1 - \alpha$			$1 - \alpha/2$	$1 - \alpha$
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944

※ 耐用年数が過ぎていても、本来の用に供されている限りは、取得価額の5%を下回る場合、取得価額×5%が評価額になります。

【計算例】取得価額 250,000 円、取得時期令和 7 年 8 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

令和 8 年度 = 250,000 円 × (前年中取得 : 0.781) = 195,250 円

令和 9 年度 = 195,250 円 × (前年前取得 : 0.562) = 109,730 円

令和 10 年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 11 年度 = 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和 12 年度 = 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和 13 年度 = 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円 (※)

※令和 13 年度で、算出額が取得価額の5%(12,500 円)より小さくなりますので
令和 13 年度以降は、12,500 円が評価額となります。

(2) 課税標準額とは

賦課期日（1 月 1 日）現在の町内に所有している全資産の価格（評価額）の合計額が、課税標準額となります。ただし、課税標準額の特例が適用される場合は、価格（評価額）の合計から軽減額を控除した額が課税標準額となります。

(3) 税額の計算方法について

税額は課税標準額の 1.4% です。したがって年税額は、次のように求められます。

課税標準額 (千円未満切り捨て)	×	0.014 (税率 1.4%)	=	年 税 額 (百円未満切り捨て)
---------------------	---	--------------------	---	---------------------

(4) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし1月1日現在に償却資産を所有している限り申告が必要です。申告書に記載された償却資産の取得価額、取得年月、耐用年数に基づき価格（評価額）を決定し、課税標準額を算出するものであり、免税点（150万円）未満と思われる所有者も申告の義務があります。

(5) 納期について

年税額は4回の納期（4月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は、1回になります。

※ 納期限は月末ですが、月末が土・日または祝日の場合はその翌日になります。

<償却資産に関するお問い合わせ先>

〒904-0293 沖縄県嘉手納町中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町役場 税務課 資産税係（償却資産担当） 電話番号：098-956-1111（内線136）までお願いします。

◆町税の納付には、便利な『口座振替』をご利用ください！

お問い合わせは、嘉手納町役場 税務課 納税係

電話番号：098-956-1111

（内線134、135、179）まで。